

○経済産業省告示第二百二十五号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号口の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

経済産業大臣 茂木 敏充

第一条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。

- 一 設備容量が三百キロボルトアンペア以下のもの
- 二 受電設備がキュービクル式であるもの

三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせて用いる形式（P F ・ S 形）のもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。